

本部旅費規程

第1条 略

第2条 略

(理事会、評議員会及び評議員選定委員会への出席についての旅費)

第3条 理事会、評議員会及び評議員選定委員会に出席した役員、評議員、評議員選定委員及び職員に、下記の交通費および日当を支給する。

- (1) 交通機関を利用して出席したときは、その実費を交通費として支給する。
- (2) 一会議につき10,000円（所得税を除く。）を日当として支給する。

附 則

- 1 この規程の改正は理事会の議を経て実施する。
- 2 この規程は平成9年3月1日から実施する。
- 3 この規程は平成10年6月1日から実施する。
- 4 この規程は平成11年3月1日から実施する。
- 5 この規程は平成11年5月1日から実施する。
- 6 この規程は平成13年10月5日から実施する。
- 7 この規程は平成29年2月1日から実施する。